

ハッ場ダム住民訴訟 2 周年報告会・アピール（案）

昨年の 11.27 集会から 1 年、6 都県で展開されている裁判は新たな段階を迎えている。被告側は当初から「インターネット上に裁判資料は載せるな。」などのいやがらせや、自らダム計画に参加してきた経過を棚に上げ、「自治体には国の政策を審査する権限はない。住民訴訟の範囲を逸脱しているので、却下を求める」などと無責任な門前払い論を主張してきた。

一方、弁護団と原告は提訴以降、5 つの争点（治水上の効果が望めないこと、利水の必要性がないこと、ダムサイト岩盤の危険性、地すべりの危険性、環境破壊）の書面化に全力を挙げてきたが、この 1 年、その完成した書面を次々と提出してきた。法廷ではパワーポイントで映像を映し出し、分かり易い陳述に心がけてきた。ここにきてようやく、被告側も利水を中心に反論を始めてきた。いよいよ負担金支出の違法性を証明する時期が到来したのである。これからは証人尋問を含めた立証活動で、さらに被告を追い詰め、勝利判決を勝ち取っていききたい。

さらに、ハッ場ダム中止への闘いは法廷だけではない。アースデーを始め様々な市民集会でハッ場ダム問題を訴えてきた。そして 10 月 9 日のライブ&トーク「ハッ場いのちの輝き」には 1 3 0 0 人が集まり、歌手の加藤登紀子さんの「水没予定地で生きる人たちを力づきたい。故郷^{ふるさと}をここで再生したいと願う人たちをみんなで応援しようよ。」のアピールに参加者の心は一つになった。

こうした運動の前進に対し、国交省は、裁判提訴時点では見向きもしなかった利根川水系の河川整備基本方針の審議を、昨年 10 月に突然開始した。驚くことに、利根川上流八斗島の基本高水流量については従前のきわめて過大な 2 万 2 千トンをそのまま踏襲し、たった 5 回のおざなりな審議で、今年 2 月には決定をした。さらに 10 月、市民参加型を実践してきた「淀川水系流域委員会」の突然の休止宣言を発表した。そして 11 月、われらが利根川水系の河川整備計画の策定手続きについて、自ら指名した学識者だけの会議を開催し、市民は公聴会で意見を聴くのみとすることを発表した。『策定までの議論には市民を一切参加させない』とは、新河川法の精神を無視した何と時代錯誤のやり方だろう。

しかし、私たちもこの間、利根川の上流から下流までの河川の問題を解決するために、利根川流域市民委員会を発足させ活動してきた。3 4 団体もの市民団体が参加している。この市民委員会と共に、「市民不在の整備計画作成作業」には断固として闘っていききたい。

さて、ダム周辺工事が強行されている群馬県現地では、住民はますます希望を失い地元を去っていく現状があることを直視しなければならない。まさに、地域崩壊の危機にある。できるだけ早くハッ場ダム中止を勝ち取り、同時に住民の生活再建も成し遂げたい。

本集会に集まったみなさんと一層力強く闘って行こうではありませんか！

2006 年 12 月 9 日

参加者一同